

豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊中市子どもの居場所ネットワーク事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第3条第1項第1号に規定する子どもの居場所ネットワークに加盟する子どもの居場所の実施団体等に対し、子どもの居場所づくり推進事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することで、第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画の「重点施策1子どもの居場所づくり」を推進することを目的とする。

なお、補助金の交付については、この要綱に規定するもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、実施要綱第3条第1項第1号に規定する子どもの居場所ネットワークに加盟する子どもの居場所の実施団体等（以下、「団体等」とする。）とする。ただし、その他市長が適当であると認める団体等の場合はこの限りでない。

2 前項の規定に関わらず、実施要綱第3条第3項に該当する団体等は、補助対象としない。

（補助対象活動）

第3条 補助の対象は、次の各号のいずれかにあてはまる活動とする。

（1）地域に周知され、定期的を開催する子ども食堂や無料・低額の学習支援等の活動（本活動に対する補助を以下、「定期開催補助」という。）

（2）前号の活動に関わりがある子どもや子どもがいる家庭等（以下、「子ども等」という。）を対象に、個別に食材や弁当等（以下、「食材等」という。）を提供しながら見守りを行う活動（本活動に対する補助を以下、「見守り補助」という。）

2 補助の対象となる活動は、次の各号を満たすことを条件とする。

（1）状況に応じて子ども等の相談対応を行い、かつ、必要に応じてこども総合相談窓口等の関係機関につなぐこと

（2）前項の活動に関わりがある子ども等の情報を適切に管理すること

（3）食材等の提供にあたっては、利用者の食物アレルギー対応や食中毒予防のための衛生管理を行うなど、安全面・衛生面について適切な配慮がされていること

（4）補助の対象となる活動について、豊中市が実施する他の制度による補助金等の交付を受けていないこと

3 定期開催補助の対象となる活動は、前項に加えて、次の各号の要件を満たすこととする。

- (1) 主に豊中市在住の子ども等を対象とした活動であること
 - (2) 地域への適切な周知がなされ、子ども等の参加が見込まれること
- 4 見守り補助の対象となる活動は、第2項に加えて、次の各号の要件を満たすこととする。
- (1) 豊中市在住の子ども等を対象とした活動であること
 - (2) 前年度において、豊中市内で子ども食堂や無料・低額の学習支援等の活動を月1回程度以上、定期的に開設した実績を有する団体等が実施する活動であること。ただし、その他市長が適当であると認める団体等の場合はこの限りでない。

(補助金額)

- 第4条 定期開催補助の金額は、10,000円に開催回数を乗じて算出した額と300,000円のいずれか低い方の額を1年度の上限額とし、前条第1項第1号に規定する活動に要する費用のうち、食材費、消耗品費、使用料、印刷費、保険料、謝礼金、通信費、旅費、その他市長が必要と認める経費（以下、「補助対象経費」という。）に対し、補助するものとする。ただし、食材等にかかる費用を参加者から徴収する場合や寄付等（以下、「参加費等」という。）の収入がある場合は、補助対象経費から参加費等を差し引いた額を補助金額とする。
- 2 見守り補助の金額は、世帯数を基準とし、次の各号に掲げる額とする。ただし、活動日の属するひと月ごとに、1世帯あたり4回を上限とし、参加費等の収入がある場合は、参加費等を差し引いた額を補助金額とする。
- (1) 支援を必要とする子ども等に対し、食材等を直接または間接的に宅配する活動（以下、「デリバリー」という。）に対する補助金は、1世帯あたり2,000円
 - (2) 支援を必要とする子ども等に対し、食材等を配布する活動（以下、「テイクアウト等」という。）に対する補助金は、1世帯あたり1,000円

(補助申請及び交付決定)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下、「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を、補助対象活動の実施前に市長に提出しなければならない。
- (1) 豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金交付申請書（豊中市様式1）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付を決定し、豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金交付決定通知書（豊中市様式2）により申請者に通知するものとする。ただし、市長は、交付決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。

- 3 交付を決定された団体等（以下、「交付決定者」という。）は、市長が指定する日までに豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金概算払請求書（豊中市様式3）を提出するものとする。
- 4 市長は、前項の請求書の提出があったときは、すみやかに交付決定者に対し、補助金を概算払いするものとする。

（決定の変更等）

第6条 補助金の交付額を変更しようとする交付決定者は、豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金変更交付申請書（豊中市様式4）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、必要と認めたときは、交付額の変更を決定し、豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金変更交付決定通知書（豊中市様式5）により通知するものとする。ただし、市長は、変更交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

（補助金の額の確定等）

第7条 交付決定者は、次の各号に掲げる書類を、事業完了後、すみやかに市長に提出しなければならない。

- （1）豊中市子どもの居場所づくり推進事業実績報告書（豊中市様式6）
- （2）活動日及びデリバリーまたはテイクアウト等の活動対象の世帯数等が確認できるもの
- （3）その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の報告書等の提出があったときは、当該報告に係る補助対象活動が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかについて審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金交付確定通知書（豊中市様式7）により、交付を確定された団体等（以下、「交付確定者」という。）に通知するものとする。

（交付額の精算）

第8条 交付確定額が交付決定額を下回る交付確定者は、市長が指定する日までに、差額を市長に返還しなければならない。

- 2 交付確定額が第5条第4項に規定する概算払い額を上回る交付確定者は、市長が指定する日までに豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金追加交付請求書（豊中市様式8）を提出するものとする。
- 3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、すみやかに交付確定者に対し、補助金を追加交付するものとする。

(交付決定の取り消しおよび返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付額の全部または一部の決定または確定を取り消し、その全部または一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 交付決定者から辞退の申し出があったとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) この要綱の規定またはこれに付した条件に違反したとき
- (4) その他市長が補助金の交付について不相当と認めたとき

2 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（豊中市様式9）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(報告および調査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは団体等に対して、事業の実施状況について報告を求め、または調査もしくは質問することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。
- 2 令和3年5月31日時点において第2条に規定する補助対象者の要件を満たす者が令和3年4月1日から令和3年5月31日までに実施した活動については、第5条第1項の規定にかかわらず、実施後に補助申請できるものとする。
- 3 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、令和6年3月1日から実施する。